

議員提出議案第3号

要援護世帯等への灯油代等暖房費の助成に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年12月23日提出

南相馬市議会議長 中川庄一様

提出者	南相馬市議会議員	太田	淳一
賛成者	南相馬市議会議員	渡部	一夫
〃	〃	今村	裕
〃	〃	鈴木	昌一
〃	〃	渡部	寛一
〃	〃	大山	弘一
〃	〃	志賀	稔宗

## 要援護世帯等への灯油代等暖房費の助成に関する意見書（案）

灯油価格が昨年に比べ大きく上昇し、市民生活に重大な影響を与えています。これから厳しい冬を迎える南相馬市において、暖房用の灯油は必需品であり、灯油の値上がりは死活問題になっています。

収入の少ない高齢者、障がい者、ひとり親、ワーキングプア、生活保護などの要援護世帯にとって、灯油は生命をつなぐために欠かすことのできないものです。灯油価格高騰はコロナ感染の下で外出を自粛しているこれらの世帯に追い打ちをかけるものであり、緊急の支援策が求められています。

11月12日、金子総務大臣は、「地方自治体が行う、生活困窮者に対する灯油購入費の助成といった価格高騰対策の経費に対し特別交付税措置を講ずる。地方自治体が生活者や事業者の支援に不安なく取り組めるよう財政支援をしっかりと行っていく。」と記者会見で述べました。

住民税非課税世帯など絶対的貧困世帯は当然のこと、生活保護世帯を含む生活困窮者や各種施設への支援が早急に求められています。年末を前に十分な灯油代等暖房費の助成を行っていただきますよう、以下のことを求めます

### 記

- 1 住民税非課税世帯など絶対的貧困世帯は当然のこと、生活保護世帯を含む生活困窮の高齢者、障がい者、ひとり親家庭、ワーキングプア等に対し、1世帯当たり1万円以上の灯油代等暖房費の助成を一日でも早く行うこと。
- 2 障がい者施設や高齢者施設、児童福祉施設等への灯油代等暖房費の助成を行うこと。
- 3 1、2を実施した地方自治体に対して十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月23日

福島県南相馬市議会議員 中川 庄一

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
総務大臣 様  
厚生労働大臣 様